

人 発 1 第 5 9 号  
3 5 . 4 . 2 2  
一部改正 防人計第15282号  
2 7 . 1 0 . 1

各 幕 僚 長  
統合幕僚会議事務局長 殿  
各 附 属 機 関 の 長

人 事 局 長

#### 異動発令にともなう赴任

このことについては、貴職においても十分に指導されているものと存するが、なお、次の要領により、隊務の運営に万全を期されたい。

- 1 隊員は、異動発令があった場合は、すみやかに事務引継をして赴任しなければならない。
- 2 赴任は、発令日から起算して次の基準による範囲内において任免権者又は補職権者が定める日時までに、完了するものとする。
  - (1) 旅行に要する日数に2日以内の日数を加える。
  - (2) 事務引継のため又は営外居住者にあつては転居のためやむを得ないときは、旅行に要する日数に5日以内の日数を加える。
- 3 任免権者又は補職権者は、隊員を前項の期間内に赴任させた場合、その職務の特殊性により事務の引継その他業務の遂行に著しく支障をきたすと認めるときは、前項の期間を延長することができる。
- 4 正当な理由なく隊員の赴任が遅れたときは、相当の処置を考慮するものとする。